

<b>6 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備</b>
<b>【本市の取組み状況】</b>
<p>子どもや子育て中の親、さらにはすべての人に使いやすいバリアフリーやユニバーサルデザインの考えを取り入れたまちづくりを進めてきました。また、良質・良好な住環境、公園の整備等、安全・衛生を徹底するための維持管理を行っています。</p> <p>子どもたちが交通事故の被害に遭わないため、交通安全教育、交通安全意識の啓発を推進してきました。社会生活の多様化、地域社会におけるつながりが希薄化する傾向にあり、地域での声かけや見守りなど防犯対策を図るとともに、犯罪防止に関する子どもへの教育を行っています。また、犯罪、いじめ・虐待等の被害に遭った子ども、家族、地域へ及ぼす影響が多いため、関係機関との連携による支援を行っています。</p>

<b>6-1 子育てに配慮した施設整備の推進</b>
<b>【現状と主要課題】</b>
<p><b>【現状】</b></p> <p>① 現在の公共施設は、子どもを連れたまま利用できるトイレ、授乳する場所は整備されてきましたが、十分ではない状況があります。小さな子ども連れの外出時は、不便さや危険を伴うこともあり、誰もが安心して利用できる環境にはなっていません。</p> <p>② 子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場を求めるニーズが多いため、計画的な整備の検討、維持管理が求められています。</p> <p><b>【主要課題】</b></p> <p>① 安心して子育てできる、子どもや子育てに対する気配りが行き届いたまちづくりが求められています。</p> <p>② 身近な場所で安心して遊ぶことができる遊び場を求める声が多く、市民ニーズ即した施設整備等、既存資源の有効活用も含めた計画的な整備を検討していくとともに、その維持管理については、安全・衛生管理がさらなる徹底を図り、いつでも気軽に安心して遊ぶことができる環境づくりを推進していくことが求められています。</p>
<b>【具体的な施策】</b>
<p>① バリアフリーの推進</p> <p>妊娠中の女性や子育て世代だけでなくすべての人が安心して利用できるように、建築物、公共交通機関、歩行空間、都市公園等のバリアフリー化に向けた施設整備に努めます。</p> <p>② 遊び場の環境整備</p> <p>身近な場所で安心して遊ぶことのできる公園の整備を推進するとともに、地域資源を有効活用し、子どもが集う遊び場の確保に努めます。</p>

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
公共施設、歩行空間等へのバリアフリー化の推進	バリアフリー化を促進するため、民間事業者への指導、啓発を行うとともに、公共施設等の新築、改築、改修や歩行空間、都市公園については、順次整備する。	景観まちづくり課 建設課
公共建築物等、子育て世帯に配慮した施設等の整備の推進	ハートビル法、バリアフリー法、鳥取県福祉のまちづくり条例を普及、啓発するとともに、公共施設等の新築、改築、改修の際、順次整備する。	景観まちづくり課
児童遊園、公園の整備・充実	幼児及び児童の遊び場として、児童を心身ともに健やかに育成するとともに、整備された景観の保全と、都市生活にゆとりと潤いを与え、また、災害時の避難場所としての機能を有した公園の維持管理を行う。	管理課
学校の体育館の開放、児童館（児童センター）の活用	学校の体育館の開放、児童館（児童センター）の活用等雨天時の遊び場として検討する。	生涯学習課 子ども家庭課
保育所、認定こども園、学校等公共施設における遊具等の安全点検の推進	子ども等の安全の確保のため保育園、認定こども園、学校等公共施設における遊具等の安全点検を実施する。	教育総務課 子ども家庭課
集会所等の施設整備への支援	地域における住民の活動の拠点となる自治公民館のスポーツ広場の施設整備に対し支援を行う。	地域づくり 支援課
防犯灯の設置	夜間における地域住民の安全を確保するため、自治公民館が設置する防犯灯の設置費用を助成する。	建設課
通学路防犯灯の設置	帰宅時における児童・生徒の通学路の安全を確保するため、設置する。	教育総務課
カーブミラー・ガードレール・歩道・側溝・区画線等の整備	子育て世帯の視点に立った安全施設等について、必要に応じ随時設置、整備する。	建設課
公営住宅等の情報提供 及 市営住宅の多子世帯優先入居	市営住宅の募集に関して、市報及びホームページで公募 また、中堅所得者層向けとした特定公共賃貸住宅の募集については随時募集を実施し、18歳未満の児童が3人以上いる世帯について優先募集を行う。	景観まちづくり課
シックハウス対策の推進	シックハウス問題に対しては建築基準法が改正され、ホルムアルデヒドやクロロピリホスに関する建材の使用制限や換気設備の設置に関する規則が新たに設けられ、空気環境問題に取り組む。	”
震災に強いまちづくり 促進事業	住宅の耐震診断及び耐震改修の補助	”

## 6-2 子どもの交通安全の確保や犯罪等の被害から守るための活動の推進

### 【現状と主要課題】

#### 【現状】

- ① 自動車社会における自動車保有台数の増加により、交通事故発生率も上がっています。
- ② 社会生活の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化などにより、地域の犯罪抑制力が低下しています。
- ③ 日本経済の長引く低迷、インターネット等による情報の氾濫など社会に対する不満、不安を増長させ、子どもなどの弱者を対象とした犯罪が増加しています。
- ④ 全国各地で地震をはじめ、台風や長雨などによる土石流や斜面崩壊など自然災害が多発し、人命や家屋等の施設及び社会的活動に被害が生じています。

#### 【主要課題】

- ① 子どもたちが交通事故に遭わないための継続的な交通安全教育が求められています。
- ② 地域あげての交通安全教育と防犯意識向上を図る必要があります。
- ③ 地域内の危険個所の確認とその安全確保対策を推進することが求められています。
- ④ 地形や天候による自然災害に対する防災マニュアルの作成と危機管理能力の育成を図る必要があります。

### 【具体的な施策】

- ① 安心して生活できる環境づくり
  - ・ 犯罪者の被害から守るため、地域住民を対象とした防犯研修や不審者対応の講習会等を開催し防犯に関する普及・啓発を行うとともに、子どもだけでなく保護者や地域のお大人へ交通安全意識を植え付けるような事業を展開します。
  - ・ 犯罪者の被害から守るため、地域住民を対象とした防犯研修や不審者対応の講習会等を開催し、防犯に関する普及・啓発を展開します。
  - ・ 「子ども駆け込み110ばん」、交番等の緊急避難場所等の利用の周知をはじめ、様々な団体と連携した不審者の出没情報などの情報交換できるシステムの構築を図り、地域パトロールなど早期に対応できる地域ぐるみで子どもの事故や犯罪を未然に防ぐ体制づくりに取り組みます。
  - ・ 「暗い通りや見通しのきかない箇所が多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配」という意見が多くあげられる中、そういった危険個所の確認を行い、防犯灯を設置するなど環境整備を図ります。
- ② 子ども自身の危機管理能力の育成
  - ・ 子ども自身が自らの身を守る方法を学んでいけるよう、親が教えることはもちろん、保育所、認定こども園、学校、児童館等で防災マニュアルに沿った事前の予防策の研修や避難訓練、また災害等の危険予知や危険な事態に対処するための一連の教育を実施します。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
不審者情報の提供	不審者情報について学校、放課後児童クラブ等関係者に迅速に情報を伝達する。	学校教育課
緊急避難場所の周知	こどもかけこみ110ばん、交番等緊急避難場所を周知する。	学校教育課
地域ぐるみの安全推進事業の拡大	学校を発生場所とする凶悪犯罪が増加する状況を踏まえ、学校と家庭や地域の関係機関・団体等と連携を図りながら、継続的に学校の安全管理に関する取り組みを行い、児童生徒の安全を確保する。	”
保育所・認定こども園（幼稚園）・学校等で避難訓練、危機管理プログラムの導入及び危機管理能力の育成	保育所・認定こども園（幼稚園）・学校等での避難訓練のほか、各種危機管理プログラム導入を検討する。 保護者、指導者の研修をはじめ、子どもたち個々の危機管理能力の育成を図る。	防災安全課 学校教育課 子ども家庭課
保護者等への啓発、研修の実施	園や学校行事、保護者会、PTA、公民館行事等の機会を通じ研修会を実施し、啓発を行う。	学校教育課 子ども家庭課
関係職員の研修	警察等と連携し、保育所・認定こども園・学校職員の研修を行う。	学校教育課 子ども家庭課
交通安全運動の実施	倉吉市、倉吉警察署を始めとする交通安全関係機関等により組織する交通安全対策協議会が四半期ごとに交通安全運動を行う。	防災安全課
交通安全教室の開催	保育所、認定こども園、学校等での交通安全教室を開催する。	学校教育課 子ども家庭課

### 6-3 被害に遭った子どもの保護の推進

#### 【現状と主要課題】

##### 【現状】

犯罪による被害が発生した場合、児童生徒のみならず、その家族等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きく、また、いじめや児童虐待等は発見等が遅くなり重篤化してしまう場合があります。

##### 【主要課題】

犯罪やいじめ・虐待等の被害に遭った児童生徒の心のケア、保護者等に対する後遺障がいへの対応方法について、相談・助言を行うとともに、犯罪等が発生した場合の早期発見・早期対応、関係機関等との連携した問題解消に向けた体制づくりが必要です。

#### 【具体的な施策】

##### ① 被害を受けた子ども等への支援

犯罪等の被害を受けた子どもや保護者が一刻も早く立ち直っていけるよう、児童相談所や医療機関等専門機関や専門家等と連携し、カウンセリングや相談事業等家族を含めたきめ細かな支援を行います。

また、犯罪等が発生した場合に、学校、児童相談所、警察等の関係機関や地域の組織・団体等と連携を取りながら、被害に遭った子どもの保護と再発防止に取り組みます。

#### 【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
カウンセリングや相談事業の実施	関係機関との連携によるカウンセリングや相談事業を実施する。	学校教育課 子ども家庭課

<b>7 地域における子育ての支援</b>
<b>【本市の取組み状況】</b>
<p>子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や父親の長時間労働、近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークの弱体化、母親と子どもだけで周囲から隔離されて一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が指摘され、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。このため、全ての子育て家庭への支援を行う観点から、様々な子育て支援サービスの充実を図ってきましたが、一方で、子どもを持たない理由の一つとして経済的負担をあげる人が多く、育児に対する経済的負担の増加はかなり大きくなっていると考えられることから、必要な経済的支援を継続する必要があります。</p>

<b>7-1 地域における子育てサービスの充実</b>
<b>【現状と主要課題】</b>
<p><b>【現状】</b></p> <p>① 放課後児童クラブは、各小学校区に1から2クラブ、市全体で15クラブが設置・運営され、放課後児童の健全育成に取り組んでいますが、一部のクラブでは利用者が多く利用者の増への対応が困難なところが出てきています。</p> <p>② すべての子育て世帯に対し、子育てに関するリーフレットの配付、市報やホームページ、また子育て支援センターや保育所、認定こども園、学校等を通じた子育てに関する様々な情報提供、さらに家庭児童相談員を設置して相談対応を行っていますが、一部には子育てへの悩みなどを相談する先がわからない等、必要な情報が十分に周知できていない状況があります。</p> <p>③ 子育て世帯には、児童手当、出産手当金等の支給や、保育料や学校給食費の減免、若者子育て世帯買物応援事業等の様々な経済的支援を行っていますが、ニーズ調査では経済的支援の充実を求める意見が多く寄せられています。</p> <p><b>【主要課題】</b></p> <p>① 放課後児童クラブは、平成27年度から対象年齢が小学6年生まで拡大されるなど、新たな基準による運営が必要となるため、クラブの利用を希望されるすべての児童が利用できる体制の整備が求められています。</p> <p>② 子育て世帯に対し、子育てに関する必要な情報が確実に届けられる体制や、関係機関の連携を強めながら気軽に相談できたり、助言が行える体制をさらに充実することが必要となっています。</p> <p>③ 子育て世帯が、安心して子どもを産み育てられるための経済的な基盤を確立するため、経済的な支援が引き続き必要です。</p>
<b>【具体的な施策】</b>
<p>① 放課後児童の健全育成の充実 児童数の多い地区を中心に、新たなクラブの増設や施設の整備に取り組みます。</p> <p>② 子育てに関する情報提供・相談体制の充実 保育所、認定こども園、学校、子育て支援センター、児童館、児童クラブ等の様々な</p>

<p>関係機関・組織が連携しながら、子育てへの悩みに対応できる情報提供や相談・助言体制の充実に努めていきます。</p> <p>③ 子育て支援の拠点の充実          子育て総合支援センター「おひさま」を核にネットワークを強め、地域での子育て支援の充実に努めていきます。</p> <p>④ 安心して生み育てられる経済的支援          子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減や医療費の助成等の事業を通じて、引き続き支援に努めるとともに、国、県への制度の充実に要望していきます。</p>
---

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
放課後児童健全育成事業の実施	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童保育の充実を図る。	子ども家庭課
放課後児童クラブ職員等への研修	児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等の研修を実施し、研修会に参加することにより、職員の資質の向上に努める。	〃
家庭児童相談室事業の充実	家庭児童相談員を配置し、子育てについての相談、情報提供を行う。	〃
子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、保育所、認定こども園の機能を活用して育児相談、指導、情報提供、子育てサークル等の支援などを行う。子育て総合支援センターを核として、センター同士の連携・協力を図るとともに、他の事業と連携して、ニーズに対応した事業を充実させる。	〃
市報、ホームページ等での情報提供	子育てに関わる情報を市報、ホームページ等に随時掲載する。	子ども家庭課 保健センター
子育て支援情報パンフレットの作成・配付	出産前から子育てに関わる支援の総合的な情報を掲載した「くらしよし子育て応援ガイド」を作成し、子育て世帯等に配布する。	子ども家庭課
各種子育てサービスの連携	保育所、認定こども園、子育て支援センター、子育てサークル、児童館等各種子育てサービスの連携を図る。	〃
児童手当の給付	次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、中学3年生までの子どもを養育している者に対し、児童手当の給付を行う。	〃
出産手当金の支給	第3子以降を出産した母親に対して2万円支給する。	市民課
学校給食費の減免	第3子以降の児童・生徒の給食費を3割減免する。(要保護、準要保護世帯は除く)	学校給食センター
就学の援助	経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資する。	学校教育課
保育料の軽減	同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、世帯の第3子以降の児童が入所している場合、また、母子、父子家庭、在宅障がい児(者)のいる世帯については、保育料の階層により保育料の軽減を行う。	子ども家庭課
遠距離通学費の補助	遠距離から通学する児童・生徒にかかる通学費について、保護者の経済的負担を軽減するため補助をする。	学校教育課

特別支援教育就学の奨励	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な援助を行う。	学校教育課
へき地児童生徒の援助	寄宿舎入寮生徒の寄宿舎居住費について、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な援助を行う。	〃
認定こども園の1号子どもへの第3子保育料の軽減	認定こども園に在園する1号子どもの第3子以降の園児に係る保育料を軽減することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境を整備する。	〃
小児特別医療の実施	中学校卒業までの児童に対し、医療費を助成する。 また、国の定める小児慢性特定疾患患者に対し、医療費を助成する。	医療保険課
若者子育て世帯買物応援事業	地域の一員として、子育て世帯の経済的負担の軽減に協力していただく倉吉市子育て世帯買物応援事業協賛店が、小学校就学前のお子様をお持ちの世帯、妊婦の方がおられる世帯（該当世帯）を支援する事業で該当世帯について、協賛店が割引・特典等のサービスを行う。	子ども家庭課
若者定住新築住宅固定資産税減免事業	定住人口の増加を目的として若者の住宅の取得を奨励し、35歳以下の人が住宅（共同住宅や賃貸住宅は除く）を新築した時には、3年間固定資産税の一部を減免する	税務課
市指定ごみ袋を無料配布	2歳未満の乳幼児のいる世帯に対し、ゴミ袋を年間50枚無料配布する。（出生届提出時に市民課で2年分を支給する。転入の場合は、該当者へ環境課から配布する。）	環境課
奨学資金の貸与	学校教育法に規定する短期大学、大学、大学院または専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）に修学する者で、経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与する。	教育総務課



## 7-2 保育サービスの充実

### 【現状と主要課題】

#### 【現状】

- ① 核家族化の進行や労働形態の変化に伴い、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズが高まっています。
- ② 本市では現在、市内に23カ所の（公立10カ所、私立13カ所）の認可保育所、3カ所の認定子ども園（私立3カ所）があり、乳児保育の推進や延長保育、預かり保育の実施等、保護者の保育ニーズへの対応が進められています。
- ③ 地域の子育て支援も視野に入れた、誰もが必要な時に安心して利用できるための柔軟な保育サービスの提供が必要となっています。

#### 【主要課題】

- ① 今後も保育需要の多様化に対応した保育内容のさらなる充実を図っていくことが必要となります。
- ② 少子化が進行する中、公立保育所の適正規模、適正配置について検討が必要となっています。

### 【具体的な施策】

#### ① 保育サービスの充実

本市では、多様な就労形態や家庭状況に対応できるよう延長保育、乳児保育、障がい児保育、休日保育、病児・病後児保育等サービスの充実に力を注いできました。

ライフスタイルの多様化に伴い、保育サービスに求められるものも多様化しており、利用者のニーズに的確に対応したサービスの充実と提供に努めます。

#### ② サービスの質の確保

保育サービスの質を確保する観点から、保育士等現場職員の専門性をより向上させ質の高い保育を提供するため、各種の研修の実施や、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についての取り組みを進めます。

#### ③ 公立保育所の再編計画の検討

少子化が進行する中、公立保育所の適正規模、適正配置について引き続き検討していきます。

### 【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
保育所、認定子ども園の運営及び施設整備	保護者の就労や疾病等により、家庭で子どもを保育することができない保護者に代わり、保育所、認定子ども園での保育を実施する。老朽化等に伴う改修等施設整備を行う。	子ども家庭課
延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を延長して保育を行う。	〃
休日保育の実施	休日の保育の需要に対応するため、法人保育所に委託し、実施する。	〃

障がい児保育の実施	障がいのある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障がい児保育の促進を図る。	〃
乳児保育の実施	生後57日目から入所対応。年間を通じて入所児童数の変動が大きい乳児の入所について、年度途中入所の需要に対応する保育士配置を促進する。	子ども家庭課
家庭支援促進保育の実施	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に配慮した保育を推進する保育士を配置し、入所児童の処遇の改善を図る。	〃
低年齢児保育士の特別加配	低年齢児（1歳児及び3歳児）の入所の需要に対応する保育士を配置する。	〃
病児・病後児保育事業の実施	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」に集団保育が困難な間一時的に病院等で預かる。また、病児についての検討を行う。	〃
職員研修の充実	保育の質の向上を図るため、各種職員研修を実施する。	〃
第三者評価の実施	保育の質の向上を図るため、第三者による評価の導入を図る。	〃
一時預かりの実施	保育の実施の対象とならない就学前児童を対象に、保護者の就労形態・疾病等のため、保育を行う必要のある児童を保育所、認定こども園で一時的に保育する。	〃
子育て支援短期利用事業の実施	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが困難になった場合等の理由により、緊急一時的に児童や母子を児童養護施設においてに養育・保護する。	〃
ファミリーサポートセンター事業	子どもの預かり等の援助を行いたい会員と援助を受けたい会員との仲介を行う、ファミリーサポートセンター事業を通して、地域の相互援助活動を実施する。	子ども家庭課
職員研修の充実	保育の質の向上を図るため、各種職員研修を実施する。	〃
第三者評価の実施	保育の質の向上を図るため、第三者による評価の導入を図る。	〃

## 7-3子育て支援のネットワークづくり

### 【現状と主要課題】

#### 【現状】

- ① 核家族化が進むにつれ、子育てを支える地域社会の結びつきや、子どもに対する関心が薄くなってきているとともに、子育て家庭の孤立化が危惧されています。乳幼児を持つ若い世代では、仲間もなかなかつくれず孤立した母親や、子育てに不安を感じ、育児不安に陥る母親が増える傾向がみられます。特に、同じ悩みを持つ親同士のつながりの場も少ない状況です。

#### 【主要課題】

- ① 子育てに対して不安や悩みを抱えていても近隣に頼れる人が少なく孤立化することがないように、地域における子育て支援のネットワークを拡げるとともに、ファミリーサポートセンターなど、市民一人ひとりが地域において参加、連携、交流、協働して子育てを行っていきける環境づくりが必要といえます。

### 【具体的な施策】

- ① 地域の自主的な活動の支援  
住み慣れたまちで、安心して暮らせることを実現するためには、地域での支えあいが必要です。特に地域の人々の行き届いた「見守り」は、犯罪を防ぐなど、高齢者や子育て世帯の支援へとつながります。本市では、地域での支えあいを推進するために、地域の自主的な活動を支援してまいります。
- ② 保護者同士の交流の促進  
在宅児童やその保護者が利用できるように、保育所、認定こども園等の地域の教育・保育施設の開放を促進し、保護者同士や子ども同士の交流の機会の提供に努めます。また、児童館では乳幼児クラブ等を通じた親子の交流と仲間づくりを支援します。さらに、子育て支援センター事業や保育所・認定こども園の連携を図り、子育て中の親子が集い、気軽に親同士が情報交換をしたり、子育てについての情報収集や技術を身に付けることができる場づくりに積極的に取り組みます。

### 【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
協働のまちづくり活動助成事業	新たな公共領域（協働）を担う市民活動で、5人以上で構成される市民活動団体（NPO）に対し支援する。	地域づくり支援課
集会所等の施設整備への支援	地域における住民の活動の拠点となる自治公民館のスポーツ広場の施設整備に対し支援を行う。	地域づくり支援課
子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、保育所、認定こども園の機能を活用して育児相談、指導、情報提供、子育てサークル等の支援などを行う。センター同士の連携・協力により、また、他の事業と連携してより充実した事業の展開を図る。	子ども家庭課

保育所・認定こども園オープンデーの実施	保育所、認定こども園において開放日を設け、未就園児を受け入れることで、各園の機能を地域に開放する。	子ども家庭課
各種支援プログラムの提供と情報提供	育児学級や各種教室のほか、保育所、認定こども園、子育て支援センター、児童館等での事業の提供と情報提供を行う。	保健センター 子ども家庭課
関係機関の連携によるネットワークづくり	児童相談所、保育所、認定こども園、子育て支援センター、児童館等と連携し、事業のネットワーク化を図る。	保健センター 子ども家庭課